

介護予防訪問サービス契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と医療法人社団大法会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して提供する介護予防訪問サービスについて、次の通り契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として介護予防訪問サービスを提供します。

2 事業者が、利用者に対して実施するサービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から要支援認定の有効期間の満了日までとします。ただし、利用者の契約時の要支援認定有効期間の満了日が、契約期間満了日より前に到来し、要支援認定が更新される場合は、更新後の要支援認定有効期間の満了日をこの契約期間の満了日とします。

2 前項の契約満了日の10日以上前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約はさらに同一期間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項の但し書きが適用されます。

（介護予防訪問サービス計画）

第3条 事業者は、利用者に係わる介護予防訪問サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護予防訪問サービス計画を作成するものとします。

2 サービス提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護予防訪問サービス計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防訪問サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じ変更する事があります。

3 事業者は、利用者に係わる介護予防訪問サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合でも、介護予防訪問サービス計画の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して介護予防支援事業者を、紹介する等、介護予防訪問サービス計画作成のための支援を行うものとします。

4 事業者は、介護予防訪問サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5 事業者は、利用者に係わる介護予防訪問サービス計画が変更された場合、又は利用者及びその家族等の要請に応じて、介護予防訪問サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防訪問サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して介護予防訪問サービス計画を変更するものとする。

6 事業者は、介護予防訪問サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を説明するものとします。

7 事業者は、介護予防訪問サービスを提供した際には、提供日、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、そのサービス提供情報を利用者に対し開示する。

(緊急時等の対応)

第4条 介護予防訪問サービス員は、介護予防訪問サービスの提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(秘密保持義務)

第5条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用できません。

(利用料金)

第6条 事業者は、利用者が支払うべき第一号事業に要する費用の額について、利用者が介護予防訪問サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、介護予防訪問サービスについて重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から給付費額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払います。

ただし、利用者が未だ要支援認定を受けていない場合及び介護予防訪問サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料を一旦支払うものとします。(要支援認定後、又は介護予防訪問サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い))

3 事業者は、利用者の希望により、通常事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して介護予防訪問サービスを提供する場合には、これに要する交通費の支払いを利用者に請求できます。

4 事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たっては、予め利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第7条 利用者は、介護予防訪問サービスの提供の対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月15日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月25日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

(契約の終了)

第8条 利用者は、10日以上予告期間において文書で事業者へ届け出ることにより、こ

の契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- (4) 事業者が破産したとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、10日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3か月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにも関わらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

3 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入院または入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合、並びに介護予防訪問サービス事業でチェックリスト対象者とならなかった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
(損害賠償)

第9条 事業者は、介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、介護予防訪問サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第10条 事業者は、利用者に対する介護予防訪問サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第11条 事業者は、介護予防訪問サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、介護予防訪問サービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅介護支援事業者に連絡します。

(苦情処理)

第12条 利用者又はその家族は事業者が提供した介護予防訪問サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応す

るとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情を申し立てた場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第13条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(事業者)

所在地 浜松市浜名区中瀬3832-1

名 称 医療法人社団 大法会

代表者 理事長 大城 一 印